（別紙１）

「令和９年松山春まつり」ポスター作製等業務委託仕様書

１．目的について

松山の春を代表する祭りである「松山春まつり」を市内外に広くＰＲするため、効果的なデザインのポスターを作製し、各機関等に配布することで、来場者の増加につなげる。

２．委託業務の名称について

「令和９年松山春まつり」ポスター作製等業務委託

３．履行場所について

市長が指示する場所

４．委託期間について

契約締結日から令和９年３月３１日

５．業務内容及び成果品について

業務内容は、次に掲げる業務を行うとともに、委託者より特段の指示があればその指示に従うものとする。

（１）ポスターの作製および印刷に関すること

① デザイン等に関すること

・松山春まつりに参加・観覧したくなるようなデザインとすること。

・「道後温泉まつり」と「お城まつり」を１枚のポスターに表現すること。

・ 行事日程などは、別紙２「ポスター必要掲載事項」の内容を必ず掲載すること。

② 規格及び数量

・ポスター　Ｂ２コート紙　縦　１３５kg　片面４色刷り　　７００部

（２）ポスターの納期及び配布先（発送先）

① 納期（松山市への納品日及び各機関等への配布開始日）　令和９年２月中旬（予定）

② 配布予定先（受託者が配布）

・関係自治体（３０箇所程度）

・県内主要観光施設（１５箇所程度）

・市内宿泊施設（５０箇所程度）

・市内交通機関（５箇所程度）

・市内商店街組合等（１０箇所程度）

・県内道の駅（３０箇所程度）

・ＪＲ四国各駅等（３５箇所程度）

※配布に必要な費用は受託者負担

※配布先の住所等一覧は、契約締結後、一部委託者から提供する。

※上記配布分以外のものは、松山市観光・国際交流課へ納品すること。

（３）その他留意事項

・配布先への依頼文は、委託者が提供する原稿を印刷し、同梱すること。

・配布に当たっては，筒や箱などで梱包し、損傷のないように送付すること。

・その他、詳細については、委託者・受託者が協議した上で定めるものとする。

６．計画及び報告等について

受託者は、業務を遂行する上で次の事項に関する報告等を行うものとし、委託者より特段の指示があればその指示に従うものとする。

（１）受託者は、契約締結後速やかに「業務実施計画書」（以下「計画書」という。）を委託者に提出するものとし、委託者との協議・調整後、この計画書に基づき業務を実施するものとする。また、計画書の変更等が生じた場合は、速やかに委託者に通知するとともに委託者と協議・調整等を行い実施するものとする。

（２）受託者は、あらかじめ業務を実施する従事員及び責任者を選任し、その氏名等を委託者に通知するものとし、当該従事員等を交替させる場合も同様とする。

また、責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

（３）受託者は、業務終了時には「業務完了報告書」等を速やかに提出するものとする。また、データをＣＤ－Ｒ等で納品すること。

（４）業務を遂行する上で打合せなど会議等を実施した場合は、速やかに「会議録」等を委託者に提出するものとする。

（５）受託者は、業務の遂行において、疑義が生じた場合又は重大な事故等があった場合は、直ちに委託者にその旨を報告するものとする。

７．経費負担について

業務を履行するに際して、必要な経費については、全て受託者の負担とする。

８．著作権の帰属

委託による成果品の著作権は、松山市に帰属する。

９．再委託等の制限

受託者は、業務の全部又はその主たる部分若しくは一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の軽微な一部分を第三者に委任し、又は請け負わせる場合において、あらかじめ、松山市の書面等による承諾を得たときは、この限りでない。

１０．業務遂行上の注意事項等について

（１）受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（２）本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者協議のうえ定めるものとし、委託者が決定するものとする。